

ろう者の強制わいせつ事件と刑事弁護 ——「応報・厳罰」司法から「改善・更生」司法へ——

甲南大学法科大学院教授、弁護士 渡辺 修

1 あるろう者の強制わいせつ被告 事件判決

——京都地判令和2年11月5日
(令和2(わ)332号)

1 京都地判令和2年11月5日(令和2(わ)332号)の被告人O・T氏(以下、O氏)は、先天性の聴覚障害があり重度の難聴である。手話を介してコミュニケーションを取るろう者である。本件では、強制わいせつ罪で起訴された。同一罪名で2回目の裁判である。裁判所は、1年6月の懲役(未決勾留日数130日算入)を宣告した。実刑である。罪となるべき事実は、大要、京都市右京区内のDVD映画等のレンタル店で母親と一緒に来店していた当時6歳の少女をDVD陳列棚の蔭に連れ込み、後ろから抱きかかえるようにした上背後からスカートの中に左手を差し入れて直接陰部をなでるなどしたものである(但し、判決は概括的な認定に留めている。なお、京都右京区事件とする)。罪体には争いがないところ、判決は量刑理由について次の様に述べている。

「被告人は、営業中の店舗内でわいせつな行為をする対象となる女兒を探して被害児童に狙いを付けるとその後をつけ、同児童がその母親から離れた際に、同児童の手を引いて人目につきにくい同店舗の隅に連れて行った上、同児童の下着の上からその陰部をなでるなどしており、犯行時間は比較的短いものの、犯行態様は巧妙かつ卑劣で、一定の計画性もうかがわれる。当時6歳の被害児童が受けた身体的・精神的苦痛は大きく、その健全な成長に及ぼす悪影響が懸念される。さらに、被告人は、前記累犯前科

3犯を有し、最終前科が当時11歳の女兒に対する強制わいせつ罪によるものだったにもかかわらず、前刑の執行終了から1か月余りで本件犯行に及んでおり、性的な犯罪傾向と法軽視の態度は顕著であって、相応に厳しい非難を免れない。被告人には、知的障害や発達障害は認められない一方で、先天性の重度難聴があり、日本手話を禁じた教育指導の過程で言語獲得の機会が著しく阻まれ、家族との会話がほとんどなかったことなどに起因する著しい知識不足、経験不足による発達の偏りと学習の遅れ等の事情が本件犯行に影響を及ぼしたことは否定できないものの、前記の犯行態様等に照らすと、被告人は、年少者に対するわいせつな行為という目的の実現に向けて合理的な行動をとっており、自己の行為の意味ないし違法性を被告人なりに認識していたといえることなどを考慮すると、前記の事情が本件犯行に及ぼした影響が大きいとはいえず、被告人に対する責任非難の程度が大きく軽減されるものではない。

以上の犯情によれば、被告人の刑事責任を軽視することはできない。

そこで、一般情状に目を向けると、被害児童の母親の処罰感情が厳しいことといった不利な事情が存在する一方で、被告人が、事実を認めていること、身体障害者1級の認定を受けており、聴覚障害者の支援施設の関係者ほか1名がそれぞれ出廷して被告人を支援したい旨証言していることなどの有利な事情も認められることから、これらの事情も一定程度考慮して、主文のとおり量刑した。」

2 判決は、刑期の長短を決めた。つまり、犯罪の結果とその犯情に沿って「懲らしめる」刑を科す作

業をした。聴覚障害者として生活を余儀なくされたことが犯罪の背景事情であったことは明らかだが、裁判官の目からは、刑期の長短に換算できる範囲でしか考慮していない。それも、一般情状として概括的に考慮の対象にしたのに留まる。O氏が本件犯行に至らざるを得なかった内心の葛藤と、今後どう克服していくのかという改善更生への道については、裁判を通じてなら解明されることもなく審理は終了した。

このことの持つ問題性を示すために、筆者が、上記事件についてプロボノによる弁護士活動を引きうけた経緯と、O氏が本件に至る経緯とをあわせて説明する。

(1) O氏は、昭和48年生まれ、三重県出身。両親は健聴者である。4歳過ぎまで父母と生活しているが、5歳前には県立ろう学校の寄宿舎生活が始まったようだ。また、父母の元から父の両親が監護するところとなったようだ。学校から週末に戻るのには厳格な教育をほどこそうとする祖父母の元であった。小学校低学年のとき両親は離婚する。他方、学校では口話主義が横行していた。このため、手話を言語としてその表現の豊かさを学ぶ機会は乏しかった。手話でのコミュニケーションを介して人との交流・思考・判断・体験を重ねて知的な総合力を開発・発展させる機会には乏しかったようだ。ろう学校には高校卒業後も2年間の専攻科まで在籍し、その後大手会社の正社員となり、工場でタイヤ製造の仕事を続けた。この頃は手話サークルなどにも参加していた。が、29歳で祖母が、31歳で祖父が死亡し、O氏の面倒を見る人がいなくなる。この頃、ろう者である女性から求婚されそれまで貯めてきた貯金を使い果たす。36歳頃までには、ろう者仲間からたかられ続けて貯金をほとんど失っている。38歳で会社を辞めるが、退職金はさほどのものでなかった。また、この頃に、それまで同居していた実父、叔母に対して暴力を加えるようになり、ふたりとも別居する。O氏は孤立した生活を送ることになる。

(2) そうした中で、ろう仲間でもあるあるある女性に対するストーカー行為を繰り返すようになり、刑事事件となって服役する。出所後まもなく鉄道の駅のプラットホームで白昼若い女性に抱きつく事件を起こし、再び服役する。この後の出所後、地元では行き場を失う。関係者の努力で、聴覚障害等がある人のために就労支援・生活施設提供を行う京都府内にある「いこいの村」に入居できるようになる。だが、近くにある児童福祉施設に夜間侵入するなど事件を起こす。このため、関係者において生活環境を変える必要を認め、東京都内で、聴覚や言語に障害のある人たちの就労支援や生活支援、機能訓練を行い社会の中での自立支援をする施設へ転居させることとなった。

(3) 東京都内の施設への転居が平成30年8月のことであるが、9月に入ったある日の夕方、路上で周囲に人の目もある中、小学生高学年の少女に後ろから抱きつく。この事件について、東京地判令和2・1・14(平成30刑(わ)2502、強制わいせつ被告事件)は、懲役1年の実刑判決とした。もっとも、上記したO氏の生育環境等が背景にあること等を重視し、未決勾留日数330日を算入した(東京板橋事件とする)。裁判官なりに、ろう者としてのO氏の身上経歴に配慮した一種の温情判決ではあった。が、この結果、O氏は、未決勾留先の東京拘置所から刑務所に移送されることなく、1月余の残日を拘置所で過ごすこととなった。

(4) 拘置所は処遇の専門機関ではない。このためか、1月ほどの短期間にO氏のようなろう者の定住と就労を調整することなどでできず、結果的には、出所後の適切な環境調整をする余裕もなく、O氏を拘置所から出すこととなる。令和2年2月19日のことである。この事態について、上記事件において鑑定を行ったK・Y教授(関西の大学で聴覚障害者の発達などを専門とし、自らも手話ができる)、後に頭書事件で筆者の通訳人を務めるM・A氏、O

3 上記判決に関連して、主に次の疑問が残る。以下、解説する。

- ・「音のない世界」に居るO氏を健聴の世界は十分に理解できたか(2)。
- ・刑事裁判を通して「音のない世界」と「音のある世界」の架橋は十分できたか(3)。
- ・宣告された刑罰はO氏にとって意味があるか(4)。

2 「音のない世界」に居るO氏を健聴の世界は十分に理解できたか ——聴覚障害者と刑事手続の出会い

1 筆者はかねてから「聴覚に障害があるため、日本語音声を通常のコミュニケーションとすることができない人(「ろう者」)が刑事裁判の世界……に関わるとき(その関わり方は、被疑者・被告人など犯人と疑われたり、殺人罪から窃盗罪まで犯罪の被害者であったり、犯人と犯罪を知っている参考人・目撃者などであったりと多様である)、『音の聞こえる世界』と十分なコミュニケーションが保障されること」が重要であり、その「基本原理は、『手話は豊かな背景を持つ言語である』という認識である」と摘示している²⁾。

2 では、O氏は、「音のない世界」の中でいかにして手話言語力を身につけてきたのか、その実情はどのようなものであったのか。この点については、東京板橋事件で行われた鑑定結果を紹介しておく。

(1) 「被告人は先天性の重度感音難聴で、補聴器を装用しても、大きな音が『ある』とわかる程度である。本来は、自然に獲得できる手話言語に触れて、母語(第一言語)としての手話を吸収し、手話のあふれる養育と保育・教育指導をとおして言語力(手

話文法力、手話語彙力)をつけて、手話で理解力・思考力を高めながら、同時に日本語の習得に向けた学習を受けることが望ましかった。しかし、被告人は、当時の手話否定(手話使用の禁止)の口話主義教育の中に身を置き、重度難聴児の口話訓練において必須とされた『親の熱心な努力とかかわり』は期待できなかったため、結果として、口話訓練を糸口として日本語を習得することはできず、手話言語も単語レベルにとどまる中途半端な理解であったため、非常に低い言語レベルにとどまる存在となってしまった」。

(2) また、鑑定当時のO氏の言語での表現力に関連して、「被告人の日本語力は、……非常に低い。文法は習得できておらず、語彙は狭いだけでなく、誤って理解していることがかなり多い。その誤った思い込みも含め、被告人が『知っている単語(自立語)』だけを取り出して、これまでの体験から、自分なりの連想で理解するため、たまたま合っていることもあるが、まったくの誤解が生じることも多い。そして、連想さえ働かないは、『わからないまま』『しかたない』となる体験を、人生をとおしてずっと、当たり前積み重ねてきた」。

(3) O氏の手話力については、鑑定書はこう語る。「手話言語(日本手話)の文法力は、手話で説明されれば小学校低～中学年の学習にはついていけるレベルに達している。ただし、語彙は非常に少ない。面接においても、具体的に、平易な短い手話文で伝えると、かなりのことが理解され、情報も引き出せる。しかし、少しでも抽象度が上がったたり、仮説の質問になったり、時系列から外れた話題になると、混乱してしまう。日本語を習得できていない被告人の場合、日本語文法に引きづられた手話表現(いわゆる日本語対応手話)では、ほとんど通じない。『こ

2) 渡辺修・水野真木子・林智樹『聴覚障害者と裁判員裁判』(2017年、松柏社)4頁。なお、小嶋勇「日本手話と言語権の実践」『言語権の理論と実践』(渋谷謙次郎・小島勇編著、2007年)200頁参照。

とば』の意味を具体的に確認、説明しながら、映像思考を最大限に保障して、簡単な（小学校低～中学年に説明するような）表現を工夫しながら会話を進めなければならない。つまり、被告人との面談は、手話通訳を伴えば可能というものではなく、話す側が聴覚障害や手話言語の特性、被告人の言語・理解レベルを理解した上で、手話通訳がしやすいように工夫して話す必要がある³⁾。

(4) さらに、O氏の文章力に関しては次の様に分析されている。「被告人に日本語の文章を書かせたり、読ませたりすることで、被告人を理解しようとしたり、被告人に理解させようとするのは難しい。被告人は、日本語文法を習得していないからである。筆談をする場合は、重文や複文は避け、簡潔な短文表現にした上で、自立語だけ記して伝える。助詞や助動詞はマスターできていない。過去や未来は、文の最初に具体的な年月日や時間を記すことで明確化しないと、話が混乱しやすい。被告人は、過去の逮捕時に見た『本』（調書や資料等）に書かれた文章は、手話通訳を見ているほとんど理解できなかったようである。通訳の表わす手話の読み取れる部分だけを取って、『その話はしたなあ』という感じで『ふんふん』言っただけだという。こうした状況は、多くの聴覚障害者の体験に重なる。被告人のように、日本語を習得しておらず、手話言語力も高くない聴覚障害者については、まず日本手話で十分なやりとりをして、内容を理解し納得した上で、日本語文にして示すことが重要である」。

3) では、O氏は、自己の行為が刑法176条後段「13歳未満の者に対し、わいせつな行為」であり違法であるとの認識・理解を持っているのかが問題になる。ここでは、O氏との接見の際に使ってい

た「小さな女の子のオマンコに触ること」として表現するが、結論としては、O氏の本件に関する規範意識について、適切に把握することはできなかった。

(1) 東京板橋事件時の鑑定書をもても、この点の分析は不明瞭であった。今回の事件の前兆は、いこいの村居住時に、付近にある児童が居住する福祉施設に無断で単独で出向くことを繰り返したことであった。職員において勝手に行かないよう何度も注意をしたが、「それがなぜ悪いのか、わからない。自分は何も悪いことはしていない」等の答えが返ってきていた。東京板橋事件に関する鑑定人の間にも、了解困難な説明をしている。被害を受けた女の子は3人連れであったが「その女兒をみて考えたのは、触れること。自分に『頑張れ、頑張れ』と思っていた」、「『あ』と（感じるような表情をして）わかる？SEXと同じ。びっくりしたのではなく、感じていたと思う」という。

このときには、鑑定人において「小さい女の子の陰部に触るのは、すごく悪い犯罪。非常に厳しい罰、重い罰になる」旨繰り返し説明したので、O氏本人も自己の理解がずれていることは自覚したとは思われる。

しかし、そのことは、規範意識の内省を踏まえた自己規律の修正には至らなかったのではないかと。

(2) O氏は、東京板橋事件に関する裁判とその後のごく短期間の服役を終えて、適切な支援の下で就労・定住の条件が整った京都に向かう。だが、上洛2日目には京都右京区事件を起こしている。その心理的メカニズムは筆者にはきわめて不可解であった。そこで、次の事項に関する専門家の鑑定を請求した。だが、裁判所は請求を却下した。

3) 鑑定の前提として、ろう者が言語として日本手話を体得することと判断・思考・分析等の精神諸力の発達の関係一般については、例えば、河崎佳子「聴覚障害者・児の心のそだち」『手話による心の発達と通訳者の健康』（河崎佳子・近藤雄二共著、2009年）11頁以下参照。手話学習をろう者の「言語権」として構成する労作として、高嶋由希子・杉本篤史「人工内耳時代の言語権-ろう・難聴児の言語剝奪を防ぐには」言語政策16号（2020年）1頁。

- ①被告人は、犯行当時から翌日逮捕されるまで、どのような心理状態であるか。
- ②被告人は、遅くとも前刑出所から犯行に至る段階では、どのような心理状態であるか。
- ③被告人が、そのような心理状態に陥るには、他人の聴覚障害の存在、それを含む今までの生活歴、とりわけ人間関係歴などの体験事実が何らか原因・背景・影響などの関係にあるのかどうか。それらが認められるとすると、それは具体的にはどのような事情か。
- ④その際、とりわけ、聴覚障害を克服する生育環境と学習機会があったのかどうか。O氏の生い立ちや生育環境の中で、家族・親戚などとの人的関係を含んだ近しい人間関係を基盤とする生活環境の有無・内容はどうかであったのか。次に、どのような学校でいかなる教育を受けたのか、それが知的な諸能力の育成になんらか影響を与えているのかどうか。一定期間、会社に勤務しており、その間には犯罪行為などの非行がないが、その理由はなにか。
- ⑤その後40代に入り、犯罪行為に至る理由はなにか。ここに至るO氏の心理的傾向等に変化があるのか、その原因は何か。
- ⑥なんどかの刑務所収容の体験は、聴覚障害のあるO氏にとって、規範意識の覚醒・学習・定着には全く役に立っていないと思われるが、この点の評価と、では、O氏が将来とりあえず同種事件を繰り返すのを防止するためには、いかなる処遇を刑務所において、施すべきか。
- ⑦刑務所内の適切な処遇を踏まえつつ、その後の地域における就労と生活の定着にあたり必要な措置はなにか。
- ⑧いわゆる「小児性愛」を疑うべき徴候はあるのかどうか。女兒に触れたいという心理的傾向は、性的嗜癖なのか、別の心理的メカニズムによるものなのか。
- ⑨刑務所内における本O氏に固有の適切な処遇を踏まえて、その後、地域生活の定着と就労支援

を迅速かつ適切に受けることにより、同種事犯を抑制できるのかどうか。

- ⑩以上の前提として、O氏の現在の「日本手話」のレベルと、日本手話を言語として獲得するプロセスに伴う問題点、それが知的諸能力の健全な発展に与えた影響の有無・程度について。

4 では、本事件当時のO氏の規範意識について、鑑定を経ることなく、審理などを通してどこまで解明できたか。

(1) 京都右京区事件は、令和2年3月20日夜にあり、翌21日の夜、O氏は同じ現場に戻った。店員の通報で駆けつけた警察に検挙され右京警察署へ任意同行された。翌22日（日）にかけて事情聴取等がなされたと推測されるが、これを経て同日早朝に通常逮捕となった。この間、筆者も支援者グループとメール等で連絡をとりあいつつ、22日夕方には就労予定先「とも」の職員に手話通訳を依頼して初回接見を行った。慌ただしい中であり正確なメモを残せなかったが、これまでのいきさつを知っていたので、「東京でも同じことをした。だめだとみんなに言われた。なぜ京都に来たばかりなのに、またやったのか？」という趣旨の質問を何度か行っている。「がまんしようと思った。つかまった」「京都にきてがんばろうと思った」「一回やった。あとがまんしようと思った」「一回だけ、と思った」「がんばろうと思った」といった表現が返ってきた。他には、以下被告人質問でもでてくる返事が返ってくるだけであった。

(2) 被告人質問でもO氏が手話で表現するのは次の様な認識である。

「怒られなかった」

「分からない。触ったこと、悪いことか、分からない」

「駄目。駄目だと言われることは、言われました。言われたことは、あります。駄目かの区別、その辺

の相談、都合とか、何が駄目なのかということが言っていたのかな。よく分からなかった」

「よく分からなかった。小さな女の子のことについては、聞いてないです。駄目だということは、あった。説明は、裁判で駄目だという説明だけだった、という話だけだった。11歳の女の子は、触ったら駄目だとまでは言われていない」

(3) 特徴的なのは次のやりとりである。

ア：まず、弁護人による被告人質問の場面である（第2回公判・令和2年7月14日）。

弁護人 もう一度女の子のことに聞いてみますね。小さな女の子の陰部、おまんこに触れることは、駄目だってわかりますか。

被告人 今ですか。駄目なこと。はっきり言ってもらったら分かるけど、ちょっとははっきりは、分からない。

弁護人 自分が悪いことをしたんだって、分かっていますか。

被告人 分かる

弁護人 もう小さな女の子には、触らないんだと自分に誓えますか。

被告人 分かる。うん。

イ：ところが、第3回公判で、いこいの村居住時の責任者と、今回上洛後の就労支援を予定していた施設の責任者それぞれの証人尋問を踏まえて、第4回公判で再度の被告人質問を行ったが、O氏の規範意識の到達度は、裁判官の最後の質問への最後の答えが示しているのではないか。

裁判官 もう一度確認しますが、これから先、小さな女の子の体に触れないことを約束できますか。

被告人 難しい。今、刑務所に、触らないことは分かる。約束を破ったからここにいる。

裁判官 もう二度と、小さな女の子は触らないと約束できますか。

被告人 触れないと約束できるかという、はっ

きり言う、と、できないと思います。

裁判官 それはどうしてですか。

被告人 それは私にも分かりません。そのときは頑張って文書も書くんですけど、反省もして、反省も書きます。自信がないということではなくて、受刑することは不満ではないです。反省文は書きます。

ウ：O氏には小さな女の子に抱きつき下着の中に手を差し込み陰部に触れることが、「悪い」という価値判断ができていない訳ではない、とも推測できる。

ただ、小学校・中学校と寮で過ごした時代に、生徒同士のコミュニケーションとして女子児童への接触行為を長年体験している。これと類似のものとして理解している面も否定できない。

それにしても、被告人の人生の軌跡の中で、なぜ、4代になって女兒に公然と触れる、という犯罪行為を始めたのか、そしてどうしたらこれを抑制できるのか……解明の糸口を得られないまま、裁判は終わった。

この限りで、O氏の実像はつかめないままであった。

裁判所は、審理の中で、幾分光が指して明らかになった部分を手がかりに、裁判所において選択できる懲役刑の長短というものさしのみ使って刑罰を決めた。それだけに終わった。

3 「音のない世界」と「音のある世界」の架橋は十分であったか。

筆者は、2018年の秋、東京板橋事件を担当する東京の弁護士からもらった相談メールに次の様に返信している。

「病理としての精神障害というよりも、聴覚障害を踏まえた適切なる教育を受けていなかったことがもたらした発達上の限界、社会生活上の限界が成人、老人になるにつれて、逸脱の程度が大きい行動

に表れてくるケースを、うまく裁判所に伝えるのは難しいと感じます」⁴⁾。

これは、今回は筆者自身の実体験となった。

1 公判手続の理解力全般について

O氏が公判手続をどこまで理解できているのか厳密には検証できていない⁵⁾。ただ、前提として、手話による物事の理解、学習力、手話自体の表現力、そこから推測されるO氏の知的な諸力については次の様に言える。

①O氏が「いこいの村」滞在中の施設の責任者であったK・H証人は第3回公判で

「被告人の手話の成熟度や言語レベルは、5、6歳程度という印象でした」。

と述べている。

「たとえ手話で単語が伝わったとしても、それを本当の意味で理解しているのかは疑問でした」。

とも表現する。

②同じく就労支援を検討中であり、手話のベテランでもある就労支援施設「とも」の責任、A・K証人も

「被告人が私の問いかけや説明を理解しているのかについては、疑問が残ります」。

と断言している。

③罪状認否、被告人質問をみても、答えを誘導する質問には、手話で反応できる。しかし、「どうして」「なぜ」「どんな」「どうする」などオープンな質問、“5W1H”にあたる質問には的確な答えを用意できない。

④以上の公判記録と証拠となっている弁2号証に含まれる前の裁判時の鑑定書等をみれば、次の様に概括できる。

O氏には知的障害はない。だが、手話を言語とした上で、思考・判断・予測・比較・検討などの抽象的概念的思考をする力は十分に身につけていない。そうした精神諸力を十分に発達させることができる程度に手話による学習と手話による多様なコミュニケーションを行う機会には恵まれてこなかったことは明白である。

2 特定の手続の理解力について

O氏には公判手続の意味は伝わっていない。

(1) 罪状認否段階では、質問の趣旨、手続の意味が理解されていない可能性が高い。当初訴因に対し

4) この点を含めて、刑事手続における手話通訳の諸問題については、渡辺修「裁判員裁判時代と手話通訳」(第1回～第6回)日本手話通訳士協会月間機関誌・翼250号～255号(2012年～2013年)参照。

5) 念のため、弁護人の率直な感想として、O氏には裁判の意味は分かっていない。裁判官、検察官、弁護人の役割を簡単にでも説明することはできない。ただし、判例の設定した水準の訴訟能力のあり方に照らすとこれを充足すると扱われる事案である。したがって、この点は今回の公判での争点にはしなかった。

最判平10・3・12刑集52・2・17によると、訴訟能力については、実体的要件として、「被告人は、重度の聴覚障害及び言語を習得しなかったことによる二次的精神遅滞により、抽象的、構造的、仮定的な事柄について理解したり意思疎通を図ることが極めて困難であるなど、精神的能力及び意思疎通能力に重い障害を負ってはいるが、手話通訳を介することにより、刑事手続において自己の置かれている立場をある程度正確に理解して、自己の利益を防御するために相当的確な状況判断をすることができるし、それに必要な限りにおいて、各訴訟行為の内容についても概ね正確に伝達を受けることができる。また、個々の訴訟手続においても、手続の趣旨に従い、手話通訳を介して、自ら決めた防御方針に沿った供述ないし対応をすることができるのであり、黙秘権についても、被告人に理解可能な手話を用いることにより、その趣旨が相当程度伝わっていて、黙秘権の実質的な侵害もないといえることができる。しかも、本件は、事実及び主たる争点ともに比較的単純な事案であって、被告人がその内容を理解していることは明らかである」といった評価が可能であり、手続的要件として「被告人は、重度の聴覚障害及びこれに伴う二次的精神遅滞により、訴訟能力、すなわち、被告人としての重要な利害を弁別し、それに従って相当な防御をする能力が著しく制限されてはいるが、これを欠いているものではなく、弁護人及び通訳人からの適切な援助を受け、かつ、裁判所が後見的役割を果たすことにより、これらの能力をなお保持している」状態であれば足りるとしている。

だが、今回の事件で接見から公判廷における弁護人・被告人専用通訳を務めたM・A氏は「ろう難聴者が裁判内容のすべてを理解できるよう情報保障をきちんと行うこと」の重要性を摘示する。「今回の件から強く感じたのは、本人がなぜ裁判を受けるのかそれまでの経緯、裁判内容、ろう者本人が理解しているかどうか、あるいはどのような認識をしているのかを確認する支援が必要」という。

て、第1回では「ちょっと分からないです」と応答したと記録されている。変更後の訴因との関係では、第2回で、調書上「ないです」「分からないです」との読取り通訳がなされている。後者の応答自体意味不明である上、そもそもどこまでO氏の手話の真意を読み取ったものか不明である。

(2) 証拠調べの最後に機会が与えられる被告人最終陳述の意義も分かってはいない。

何にどう答えることが期待されているのかについても、本人は分からず仕舞いであった。むろん、接見の機会に、弁護人において、手続の趣旨の説明をしている。事件について、被告人としての思いを聞かれることは説明し、「もうやらない」と言うのが通常であることも説明した。その上で、「O氏、どう言う？ 考えておいてね」と問いかけはした。但し、理解されたとは思っていない。実際のところ、法廷手話通訳人が読み取ったO氏の最終陳述は支離滅裂で意味不明である。以下の通りである。

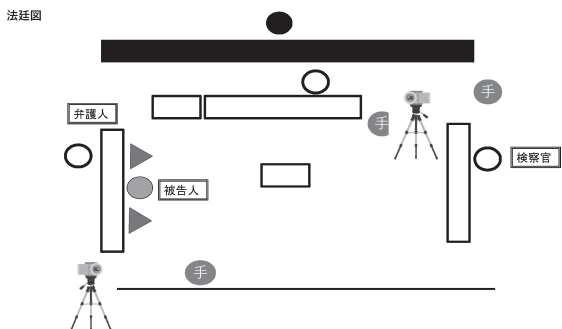
わかりました。大丈夫です。述べておきたいことは、少しある。前に、以前に、わいせつを起しました。わいせつあって、東京で、はっきり触ったらだめと言われたか、覚えてない。触ったと思った。家にいたときに、触っちゃいけない、だめとは、相談して、相談したけど、はっきり分からな

かった。理由。家での生活で、例えば家の中にいて、一人で生活をする。自分でできる。通勤できる。活動できると思った。例えば、いこいの村で、厳しかったと思う。家にいるときのほうが、楽だった。その辺、報告、話がなかった。触ったらだめとはっきり言われていなかった。終わりです。

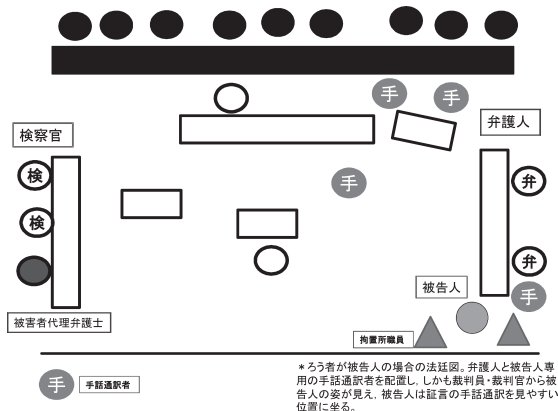
3 手話通訳のビデオ録画の取扱いについて

公判の様様、ことに裁判所が選任した手話通訳人の手話については、ビデオ録画を裁判所に申し立てた。筆者は、このビデオ録画のデータも活用して、専門家の鑑定を行い、O氏の規範意識のあり方、そしてこれを健全なものへと修復する手法について、知見を得る予定であった。これに備えて、裁判所に対しては、記録されたビデオの写しの交付を請求した。

実際にも裁判所は「法廷図」のように⁶⁾、検察官



6) 被告人がろう者である殺人事件で弁護人を務めた際に実現した法廷図との比較として、渡辺修他「法廷における模擬裁判」『平成25年度・手話通訳士現任研修教材（司法と人権）』（2013年）53頁以下掲載の下記の図を参照。



席の右手と、被告人席の右手にそれぞれビデオカメラを設置して手話通訳の状況はすべて録音録画した(規40条、47条)。公判調書はこれらを反訳して作成されている(規52条の14)。ところが、公判調書に録音体を引用する措置は取られなかった(規52条の20)。このため、録音録画の記録媒体(おそらくSDカードが使われていると思う)は、司法行政上の記録として取り扱われ、裁判記録と事実上一体として保管はされるであろうが、法的には「訴訟に関する書類」(法40条)に含まれるとは扱われないこととなった。

このため、弁護人において記録媒体の写しの交付を申請したが、結審前に、事務所へ裁判所書記官からの電話連絡があり、「記録媒体の写しの交付をするとの職権は発動しない」旨告知を受けた。公判調書にはその旨の記録も残されていない。O氏が公判廷を手話を介して理解したかどうか検証する最良の資料は、闇に葬り去られることとなった。

4 宣告された刑罰はO氏にとって意味があるか

1 障害のあるO氏に対して、国が持つべき関心事は、同氏が同種事件で再犯に至らないようにすることである。弁護人の最大の関心事も、逮捕直後の接見以来、この点にあった。しかし、我が国の刑事裁判は「応報主義」が支配している⁷⁾。検察官の本件での論告要旨が「応報主義」を明確にしている。

「被告人の更生のためには、受刑よりも、社会内での福祉支援やカウンセリング等が必要であるとの指摘がある。しかし、社会内での福祉支援やカウンセリングは、受刑後に行うことが可能であり、被告人には、まず犯情に見合った刑を科すべきである」。

検察官は、こう断じて前刑を上回る懲役刑2年を求刑した。裁判所もこれを受けた形で懲役刑を宣告

したものである。

判決の量刑理由における関心事は、現に行った犯罪に関する「責任非難の程度」に尽きる。O氏を支援する意向のある証人の証言は「一般情状」であり、これらも、あくまでも責任非難の程度に影響する程度でしか考慮していない。O氏の犯罪の認識、再犯回避の規範意識の形成、その障害の除去など再犯を防ぐための処遇について、なにも語られていない。O氏にとって、意味のある量刑理由とは言いにくい。

2 ところで、O氏は、被告人質問や最終陳述の際、「刑務所でものを書く」作業をしたことを手話で表現している。どうやら、刑務所内で一定の教育プログラムに参加したことがうかがれる。弁護人接見時にも「書類、書く、おしまい」という趣旨の手話を繰り返している。刑務所内で犯罪に関する反省文をお手本を見ながら書き写すといった矯正教育を受けていたのではないか。だが、いわれた作業をすれば「おしまい」であって、将来にわたる自己規律を学ぶきっかけにはなっていない。そうした意味での矯正教育を受けているという自覚もなかったのではないか。

結局、前回東京地裁での裁判と短時間ではあったが服役した事実は、小さな女の子に対する強制わいせつ行為について、歯止めにはならなかった。今回の審理と判決を踏まえても、O氏が、次に社会にでたときに、同種事件を犯す可能性を否定できない。

そうした常習性の発現が見通せただけに、弁護の目的は、捜査から裁判を通じて、「ちいさな女の子に触ることは悪いこと。繰り返してはならないこと」、これをO氏の心に記録することにあった。

弁護人側は、心理鑑定を申請した。前回東京地裁で採用された、聴覚障害者の発達問題の専門家(手話もできる)を推薦した。同一鑑定人が再度O氏とじっくりと対話する機会をもつこと自体に意味が

7) 我が国刑法に関する刑罰論の一般的な解説として、大コンメンタール刑法(3版)(2015年、大塚仁)21~23頁参照。処遇の目的としての改善更生の原則については、川出敏裕・金光旭『刑事政策』(2012年)162頁以下。

あった。鑑定がカウンセリングに準ずるコミュニケーションの機会となることを期待するものである⁸⁾。O氏は、東京板橋事件に続いて同じ鑑定人と再度、未成年者強制わいせつの悪質さ（と社会が受け止めている、という社会規範）をじっくりと考える機会をもてるはずであった。そうした鑑定を介して、学習し、再犯の歯止めを自ら形成することができたのであれば、この事情は鑑定人の証人尋問において裁判所に伝えられ、量刑上考慮すべき事情として扱ってよいこととなる。

だが、残念ながら、裁判所は鑑定を嫌った。別言すれば、鑑定を伴う裁判のプロセスを被告人に体験させることを通じて、改善効果・更生効果・犯罪特別抑止効果を育むことにはまったく関心を示さなかった。

この結果、それこそ就労支援センターともの施設管理者A証人が心配していたこと、これを裁判所は放置したまま、量刑判断をしたこととなる。

「被告人には、学びが必要だと思います。社会のルールを理解しない限りまた社会復帰後の被告人に適切な支援がない限り、被告人は再犯を繰り返すと思います。就労を通じて被告人に再犯防止の働きかけを行うことは困難だと思います（3回公判調書・証人供述調書）」。

3 ところで、東京板橋事件では、裁判所は善意から結果としてO氏について就労定住の準備のないまま刑期を終了させる状態を作り出した。他方、京都右京区事件の裁判所は、あえて「懲らしめ」刑にのみ関心を限定し、応報のための量刑をもって裁判を閉じた。本人が反省と更生の重要な契機とするべき「法廷」が空回りしてしまった。量刑理由にも、改善更生への展望は何も語られていない。

■ 結語～「応報・厳罰」司法から「改善・更生」司法へ～

以上紹介した「ろう者」O氏の刑事裁判から何を学ぶべきか。

1 「音のない世界」に居るO氏を十分に理解するにはどうすべきか

幸い、今回は東京板橋事件後O氏の支援グループにも加わっており、自らも難聴のあるM・A氏が筆者の接見等の際手話通訳を担当した。また、聴覚障害者の発達に関する研究を専門とするK・Y教授も接見通訳を担当した。M氏は先天性の難聴であり両親もろう者で幼児の時から日本手話を基本言語として学習しその獲得の過程で知識・思考・判断・表現等々の力を養成している。現在は、NPO法人を立ち上げて聴覚障害のある幼児に手話を伝える事業を行っている。そうした手話通訳力を踏まえて、O氏独特の手話であってもその表現したいことを酌み取ることができた。一般に、捜査段階で国選弁護士となった場合、接見に同行する手話通訳者は弁護士会と協力関係にある各地域の手話通訳派遣事業をおこなっている団体に依頼して派遣を求めることになる。筆者も接見通訳の派遣について京都聴覚言語障害センターと相談したが、派遣される手話通訳者の手話力とO氏の手話力のかみ合わせがうまく行か不安が残り、結局、逮捕後判決に至るまで接見通訳は、M・A氏とK・Y氏に依頼することとした。それでも、接見室でのO氏の手話について初出の場面では「わからない」「読み取れない」場面があった。こうした局面を含めて、M・A氏は、接見通訳時の工夫について、次の様に摘示する。

「幼少のころからみてわかる手話で通じ合う、伝え合う体験が乏しかったため、他者とのわかる会話、

8) ろう者に対する手話によるカウンセリングの持つ学習効果、知的発達を促進する効果などについては、河崎佳子「きこえない子の心・ことば・家族」(2004年)参照。

深い会話をすることが難しい。そのため本人からの話は大変わかりづらい。ご自身のこれまでの体験とその時の状況から自分なりの理解や解釈を基に話していると思われる。彼がどんな体験をしてきたのか、どんな思いをしたのか考えながら、読み取るようにした。・地域性のためか見慣れない手話単語もあり、最初の頃は読み取りに苦慮した。

O氏の手話力に関するこうした理解を踏まえ、また接見では時間をかけ表現を変え質問を言い直すなどしてO氏との意思疎通を図ることができた。

やや一般化すると、刑事裁判の場面で被疑者・被告人となるろう者の手話力について、慎重な見極めが必要だ。被疑者・被告人であるろう者固有の手話を理解できる「ナチュラルサイナー」である手話通訳者の確保を特に意識する必要がある。そうでなければ、なにが伝わり、なにを伝えきれていないのか、また、ろう者の手話が示す真意がなにか等コミュニケーションが十分にできないまま、形だけ刑事裁判が進行することとなる。しかも、弁護人が選任されており、接見もしていた事実があれば、被疑者・被告人は刑事裁判を一応理解しているものと扱われる。事案によっては、裁判の理解自体を争点とするべき場合もあるだけに、適切な手話通訳の確保について弁護人は常に注意を払う必要がある。

2 「音のない世界」と「音のある世界」の架橋はどうあるべきか

(1) 筆者は、かつて、「刑事手続における手話通訳のあり方」に関して、「○人は固有の言語を使う権利がある。○この言語権は個人の尊厳に基づく。○手話はろう者固有の言語である。○正義を実現するため、ろう者との意思疎通を必要とするとき、手

話言語による迅速・正確・公正・適性な通訳保障が不可欠である」と指摘してもいる⁹⁾。

O氏は前科の関係で何度か刑事裁判を体験している。だが、これまで裁判に関係する法律家(裁判官、検察官、弁護士そして警察官)においてO氏に刑事手続の基本について説明したか疑問が残る。3月21日に通常逮捕された段階から、O氏は自己の身に起きつつある事態について飲み込んでいる様子はなかった。そこで、図表を用い手話を介して、逮捕・勾留・起訴・裁判の流れ、場所の移動などを示し、O氏が「何が行われているのか、何故ここにいるのか」について一応の理解を得た上で捜査に臨み、起訴後は裁判に出廷できるように努めた。

しかし、O氏が、「刑罰」を受ける事態を起こすことは避けるべきである、という自覚、規範意識を十分に持っているかは疑問が残る。逮捕され勾留された後、O氏はマンションでの生活から留置場の生活に変わり、自由に出歩きはできないことは分かった。だが、勾留の事実について、生活拠点が変わっただけであり、むしろ食事などの心配は要らない安定した生活と受け止めていた面も否定できない。これまでも、刑務所に収容されているが、「履歴に前科が残る」ことの深刻さについて十分な理解はしていない疑いが強く残る。今回の服役も強い感銘力を与えないのではないか。

(2) 公判廷のビデオ録音録画の事後処理について、今回は弁護人としては裁判所へのアプローチを失敗した。今後は次の様に主張しこれらを実現させたい。

①ろう者が被告人である場合、裁判所には、訴訟

9) 渡辺・前掲書7頁。

なお、ろう者と刑事裁判の関わり方に関して、かつて「聴覚障害者が被疑者・被告人として音声言語を基本とする刑事裁判に関わる以上、十分なコミュニケーションの保障と防御権を全うできるように、聴覚障害者の『音のない世界』と『音声文化』との架橋は弁護人の責務である。そのよきパートナーとして活躍するのが手話通訳者である。聴覚障害のある被疑者・被告人、弁護人、手話通訳者三者が一体となって『手話弁護』タスクフォース」を形成する意識を持ち、聴覚障害と事件との関係を裁判員・裁判官に示す工夫をすることが「聴覚障害ある被疑者・被告人の『包括的防御権』」を保障する前提である」と述べたことがある(渡辺修「聴覚障害の場合」大阪弁護士会編著『障害者刑事弁護マニュアル』(2020年)65頁。

指揮権を行使して、公判廷の全過程を録音録画するように職権発動を促さなければならない。

- ②特に、被告人の手話と法廷通訳人の手話を録音録画により記録することは不可欠である。
- ③録音録画の記憶媒体については、公判調書と一体となるもの、あるいは証人尋問調書、被告人供述調書と一体となるものとして取扱い、裁判に関する書類の一部とし、弁護人において閲覧・謄写の対象とできる扱いにしなければならない。

(3) 公判にあたり、O氏の裁判では、裁判所が任命する手話通訳人とは別に、弁護人と被告人との公判廷内におけるコミュニケーションを図るため、手話通訳人の参加を求め認められた。接見通訳を依頼していた前記M・A氏が公判廷にも出席し、被告人の手話、法廷通訳人の手話が確認できる場所に位置した。被告人には、法廷通訳人の手話を理解できないときには、法廷通訳人に対してダイレクトに手話で返すのは止めて、弁護人・被告人専用の通訳人であるM・A氏に手話で合図するようにあらかじめ説明した。法廷通訳人の通訳に問題がありO氏が混乱しかねないときなどにもM・A氏には弁護人に合図をするように打合せをしていた。

法廷内での被告人と弁護人の間のコミュニケーションのための手話通訳人を配置すること、これは、ろう者の刑事裁判にあたり定着させるべき運用である¹⁰⁾。

3 宣告する刑罰がO氏にとって意味のあるものとするにはどうすべきか

(1) 判決は、「責任非難」の程度を懲役刑の長い・短いとして考慮したのに留まる。

これに対して、筆者は、弁論において次の様に提示している。

「幸い、以前に滞在していたいこの村の当時の施設長であったK・H氏、A・K氏が現段階までは支援をし、現段階では、将来の支援の可能性を前向きに考えている。それだけに、刑務所において、K・H証人が触れた、いわゆる『特別調整』手続を早期に開始することが不可欠である」と。

そのためには、O氏について、刑務所入所当初から直ちに「特別調整」の対象とした上で¹¹⁾、本人の希望を聞きながら、定住希望先を明確にし、受け入れ可能な住居の確保ができるかどうかについて、刑務所→同所在地の保護観察所と地域生活定着支援センター→定住希望先の保護観察所と地域生活定着支援センターとの連携によって、これを調査し、確保する必要がある。これと併行して、聴覚障害のある者に就労の機会を提供できる施設も探さなければならない。

また、こうした特別調整手続の実施にあたり、O氏の手話が理解できる通訳者の支援を確保することがなによりも優先される¹²⁾。手話を介して本人が希望する定住地域を聞き出すこと、その場合に、今回と同様の事件を繰り返さないためにも¹³⁾、手話でコミュニケーションができる仲間との交流も可能

10) M・A氏は、裁判官が任命した手話通訳人の通訳を法廷においてつぶさに観察しているが、次の様に述べている。「・法廷でやりとりされる会話に手話単語をのせた形で通訳していることが多かった。一部、日本手話で通訳されている場合もあったが、全体的に私が見ていてもわからなかったで、彼に通じたかは疑わしい。・本人が話した内容は、わかりづらく通訳者にとっても非常に難しかったと思うが、本人が言っていることがわからない場合は、わからない、ときちんと裁判官に伝えた方がよい。・裁判における手話通訳者の専門性がどのようになされているのか、裁判の専門的用語の手話表現についてきちんとされているだろうか気になる。・ろう難聴者の日本語や手話の理解度に合わせた通訳が必要」。手話通訳を事後に検証する記録を残すことが不可欠であろう。

11) 「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について」(平成21年4月17日付け法務省保観第244号法務省矯正局長・法務省保護局長連名通達)の別添「実施要領」参照。「第1目的」として「この要領は、被収容者のうち、高齢であるもの又は障害を有するものであって、かつ、適当な帰住予定地のないものに対する矯正施設の長による保護及び保護観察所の長による生活環境の調整について特別の手続(以下「特別調整」という。)等を定め、これらの者が、釈放された後速やかに公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による必要な介護、医療、年金その他の各種サービス(以下「福祉サービス等」という。)を受けることができるようにし、もってその円滑な社会復帰を図ることを目的とする」とする。定住・就労等の支援のためのプログラムである。

な定住環境を確保すること、これと併行して手話保障がなされている就労環境を調えること、その準備を急ぐべきである。

本来であれば、裁判所は、量刑理由では、被告人の実情を説明し、いかなる処遇が必要であるから、どの程度の刑期になったのか、刑務所に求める処遇のあり方は何か、服役後に備えて準備すべきことはなにかにも関心をもち、「特別調整」手続の早期着手など¹⁴⁾執行されるべき刑のあり方に踏み込んだ判断を示すべきである。

(3) O氏に必要なことは、故郷にも頼れる親族などがいなくなってしまう今、安心して定住でき、かつ就労もできる場所の確保である。しかも、K・Y氏が摘示するように、手話でコミュニケーションができる仲間と集える機会があること、これが不可欠である。司法の場がめざすべきは、処遇と処遇後の社会復帰への展望を示す量刑手続である。その前提としても、ろう者の事件では、情状鑑定を積極的に実施し、「司法＝更生の場」とする運用が望ましい。

(4) とすると、O氏に対する判決で求められて

いたことは、量刑理由の中で、少なくとも次の摘示をすることではなかったか。

- ①手話通訳者を配置して矯正教育を行うこと。
- ②本人が希望する定住先とそこでの就労先確保には時間がかかるところ、早期に「特別調整」手続を実施すべきであること
- ③手話のできる適当なカウンセラーとの定期的面談などを通して、本件態様の犯罪が「悪いこと」という規範意識を形成する学習を継続すること。

裁判官は、こうした注文を処遇部門に突きつける判決文を書き、検察官において、その内容での執行を指揮することこそ、O氏の再犯を防止する最善の措置である。こうして公判廷そのものを「改善・更生」の場とする司法こそ目指されるべきであろう¹⁵⁾。

*本研究にあたり、2020年度・甲南大学・立野純三奨学寄附金による研究の助成を受けている。

12) やや古い時期の指摘であるが、内閣府におかれた障害者に関する諸施策を検討する「障害者政策委員会」内の障害者政策委員会第3小委員会（第3回、平成24年10月15日）において、全ろう会連盟理事長の石野富志三郎委員は、「刑務所における合理的配慮」に関して当時の現状と改善の方向性について、次の指摘をしている。「ろう者のコミュニケーションに対する権利、手話通訳を依頼する権利、情報アクセスに関する権利が全く保障されておらず、矯正が効果をあげているとはいえない。手話による会話の機会が保障されないまま精神的に孤立した生活を強いられている状況にある」

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_jinkai/s_3/3/pdf/s4.pdf

13) さしあたり、平成30年版犯罪白書参照。平成29年において特別調整の対象となった総数は809名であるがうち高齢者が437名であった（なお、事由の重複があるが、知的障害のある者は225名、精神障害のある者252名、身体障害ある者117名である）。また、平成26年2月1日から同年3月14日までの間に刑事施設から出所した高齢出所受刑者で調査時点から27年5月末日までの間における、再犯による刑事施設への再入所の有無及び再犯期間等について刑事確定記録等に基づく調査を行ったところ、「特別調整対象者では再入所なしの者の占める割合が9割を超え、特別調整辞退者やその他高齢出所受刑者と比べて高い。これに対し、特別調整辞退者では、再入所ありの者の占める割合が半数近くに及んでおり、再犯期間が3か月未満の者が約3割を占めた」という。平成25年の出所受刑者のうち、出所後の帰住先が更生保護施設等である者と帰住先が不明等である者について、5年以内の再入率を比較すると、高齢・非高齢、それまでの入所度数なども影響しているようであるが、例えば、高齢者で2年以内であれば、4度以下の入所度数の内、更生保護施設等帰住の者の再入所率は27.5%、帰住先不明者は40.5%と顕著な差異がある。特別調整により就労・定住等の条件が整うと相当程度再犯防止になることがうかがえる。

14) やや古い資料であるが、特別調整には時間がかかるので遅くとも出所日より6月前までには対象者を選定するよう要請されている。「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等における留意事項について」（平成23年3月30日付け法務省矯正局成人矯正課補佐官・法務省矯正局少年矯正課補佐官事務連絡）。O氏については、刑が確定し受刑が始まった当初から、「特別調整」の準備を始めなければ適切な定住・就労先を確保できないおそれがある。その場合、刑期満期とともに事実上路上に放り出されるのに等しく、同種犯罪に至ることが十分に予想される事態となる。

15) なお、特集『「治療的司法」への道』季刊刑事弁護64号（2010年）14頁以下参照。